

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	備考
<p>(入学資格) 第56条 (略)</p> <p>2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた<u>学校教育施設</u>にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(入学資格) 第56条 (略)</p> <p>2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の<u>学校教育制度</u>において位置付けられた<u>教育施設</u>にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	

附 則（平成25年1月7日 25教規則第1号）

この規則は、平成25年1月7日から施行する。